

立命館生活協同組合 一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2025年3月31日

2. 内容

目標① 年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2019年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 2019年10月～ 計画的な取得に向けて研修会等の実施
- 2020年2月～ 各店舗において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 2020年8月～ 店長会議等で年休取得状況をお知らせする、問題点の検討

目標② 所定外労働時間を一人あたり年間100時間未満とする。

<対策>

- 2019年6月～ 所定外労働の実態把握を行う
- 2019年10月～ 店長等を対象にした意識改革のための研修を実施
- 2020年4月～ 職員への周知
- 2020年10月～ 各部署における問題点の検討

目標③ 地域の子どもの職場体験について継続的に受け入れを行う。

- ・ 近隣の小中学校、支援学校の職場体験受け入れに積極的に取り組む
- ・

2019年3月31日
立命館生活協同組合